日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

NISA 制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）

２０１３ 年 ６ 月 ６ 日
２０１４ 年 ５ 月 ２７ 日
２０１５ 年 １０ 月 ２３ 日
２０１７ 年 ８ 月 １６ 日
２０１８ 年 ６ 月 ７ 日
２０１９ 年 ４ 月 ２６ 日
２０２０ 年 ６ 月 １９ 日
２０２３ 年 ５ 月 ２３ 日

NISA 推進・連絡協議会

2014 年 1 月より、我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るための、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（以下「NISA（ニーサ）」といいます。）が創設されました。

NISA 推進・連絡協議会では、2013 年 6 月に、NISA 制度開始に向け、第一種金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限ります。）、登録金融機関及び投資信託委託会社（以下「金融機関等」といいます。）における NISA 口座の開設及び NISA 口座を通じた上場株式等の勧誘及び販売時の留意事項を取りまとめたところであります。

今般、令和５年度税制改正において NISA の抜本的拡充・恒久化が措置されたことから、本ガイドラインを改定いたしました。

今後、本協議会を構成する各業界団体の会員である金融機関等においては、当該留意事項を踏まえた適切な勧誘及び販売等を行うものとします。

記

１．NISA 制度[1]の導入趣旨及び目的を踏まえた勧誘及び販売等における留意事項について

一般 NISA の当初の導入趣旨及び目的は、「個人の株式市場への参加を促進する」ことであったが、平成 25 年度税制改正において「我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進する」ことが新たに追加された。

[1] 本ガイドラインにおける「NISA 制度」は、2014 年 1 月から開始した一般 NISA（成人向けの少額投資非課税制度）、2016 年 4 月から開始したジュニア NISA 制度（未成年者向けの少額投資非課税制度）、2018 年 1 月から開始したつみたて NISA、2024 年 1 月から開始される恒久化後の NISA を総称している。

このことは、既に証券投資を行っている層、以前に証券投資を行っていたが中断している層、投資経験が浅い層や投資経験がない層など国民各層が、等しく証券投資による非課税メリットを享受することにより、自助努力に基づく中長期の資産形成による成功体験を積み上げ、資産形成に係る習慣の定着、ひいては「貯蓄から投資へ」の流れを確実なものとすることが企図されているものと考えられる。

NISA を利用する層としては、投資経験及び投資資金ともに豊富で比較的年齢の高い層だけでなく、投資経験が浅くまた投資資金が少ない若年層まで幅広く考えられるため、特定の投資スタイルや投資行動に限定されるのではなく、本制度のなかで多様な資産形成ニーズに則した利用が考えられる。いずれにしても、その導入趣旨及び目的に則した利用の拡大を推進することは不可欠であり、その積み重ねを通じて期待される効果が発現すれば、本制度の延長及び恒久化並びに拡充及び簡素化に係る改正に繋がることも期待される。

また、平成 27 年度税制改正において、2016 年４月より投資家のすそ野拡大・成長資金の確保を図るためジュニア NISA が創設された。ジュニア NISA では、0 歳から 19 歳[2]の未成年者専用のジュニア NISA 口座の開設が可能となり、高齢者層による若年層への資産移転や若年層の将来に向けた資産形成を後押しする投資の枠組みが構築された。ジュニア NISA では、未成年者本人が成人するまでの資産形成を担保するために親権者等が代理して運用を行うこととなることやその年の３月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までの払出し制限が課されること、あるいは金融機関等の変更ができないなど、制度上、成人 NISA と異なる点がある。

さらに、平成 29 年度税制改正において、2018 年１月より少額からの長期・積立・分散投資を促進するためのつみたて NISA が創設された。つみたて NISA では、投資初心者による利用も視野に、対象を一定の投資信託に限定するとともに、実践的な投資教育をあわせて推進することが求められる。

令和５年度税制改正においては、「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが極めて重要であるとして、NISA 制度の抜本的拡充・恒久化が行われることとなった[3]。具体的には、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設期間については期限を設けないこととされた。あわせて、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、

[2] 令和元年度税制改正により、2023 年１月１日より、ジュニア NISA を利用できる年齢要件が 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げられている。

3 令和２年度税制改正において、2024 年１月から創設される予定であった２階建て NISA については、令和５年度税制改正における NISA 制度の抜本的拡充・恒久化により創設が見送られた。

年間投資枠が拡充された。加えて、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な一般 NISA の役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）との併用が可能とされた。なお、NISA 制度は安定的な資産形成を目的とするものであることを踏まえ、「成長投資枠」について、デリバティブ取引を用いた一定の投資信託等の商品は投資対象から除外するとともに、金融機関が顧客に対して「成長投資枠」を活用した回転売買を無理に勧誘するような行為を規制するため、監督官庁において、監督指針を改正し金融機関に対する監査及びモニタリングを強化することとされている。一般 NISA 及びつみたて NISA については、2023 年末で新規の口座開設及び買付が終了し、2024 年から新しい NISA へと一本化されることとなった。また、ジュニア NISA については、2023 年末で新規の口座開設及び買付が終了することとなった。

このように、金融機関等では、NISA 制度の導入趣旨及び目的、今後予定されている制度改正を踏まえつつ、個人投資家の生活設計やマネープランを考慮のうえ、NISA 制度の利用の提案や金融商品の提供、勧誘及び販売を行うべきである。

なお、NISA 制度の導入は、投資経験の浅い層や投資経験がない層に対して、金融リテラシーの向上を促し、ライフプランに応じた資産形成の重要性を広く浸透させる貴重な機会といえる。一方で、NISA 制度は投資によるリスクを伴う資産形成であることから、こうした層が NISA 制度を利用するに当たって、投資に関する基本的な知識や考え方について、さまざまな機会・ツールを通じて、平易に分かりやすく伝える努力をすべきである。

２．NISA 制度の主な制度上の留意事項について

NISA 制度が我が国の国民に幅広く利用され、また、定着していくためには、利用者及び金融機関等において、その仕組み及び特性等が正確かつ十分に理解されることが不可欠といえる。

このため、国民各層が NISA 制度の特性を踏まえ、適切かつ安定的な証券投資及び資産形成を行うことができるよう、業態横断的な NISA 制度の主な制度上の留意事項を下記のとおり取りまとめた。

下記に掲げた事項は、それぞれ NISA 制度の利用者に必要に応じて、適時適切に説明を行う必要がある。

（別紙１）一般 NISA・つみたて NISA・ジュニア NISA 制度の主な制度上の留意点について
（別紙２）2024 年以後の NISA 制度の主な制度上の留意事項について

以　上

（別紙１）一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA制度の主な制度上の留意事項について

2023年５月23日

次に掲げる事項は、それぞれ一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA制度（以下「NISA」という。）の利用者に必要に応じて、適時適切に説明を行う必要がある。

１．NISA制度の主な制度上の留意事項について

（１）同一年において一人一口座（一金融機関等）しか開設できないこと

NISA制度では、税務当局及び金融機関等が年間投資枠を適切に管理し、また、制度自体の簡素化を図る観点から、特定口座とは異なり、原則として同一年において一人一口座（一金融機関等）しか開設できない。

このため、金融機関等は、①同一年において一人一口座（一金融機関等）しか開設できないこと（金融機関等を変更した場合を除く）、また、異なる金融機関等に口座内の上場株式等の移管ができないこと、②自社で取扱う金融商品の種類について、NISAの利用者に必要に応じて、説明を行う必要がある。

ジュニアNISA口座以外のNISA口座の開設にあたっては、口座開設の申込みから即日で開設し、同日に買付けを行うことが可能であるが、口座開設の申込みを受ける金融機関等においては、事後的に二重口座であったことが判明した場合、その NISA 口座で買い付けた上場株式等は当初から課税口座で買い付けたものとして取り扱われ、買い付けた上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等については、遡及して課税されることについて説明を行う必要がある。

なお、ジュニアNISAでは、成人を対象としたNISA（一般NISA、つみたてNISA及び2024年以後の NISA（以下「新しい NISA」という。）のことをいう。）と異なり、金融機関等の変更ができない点についても説明を行う必要がある[1]。

（２）損失は税務上ないものとされること

NISA 制度では、配当所得及び譲渡所得等は収益の額にかかわらず全額非課税となるが、その損失はないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との通算が認められない。また、非課税保有期間が満了した場合等に、口座から上場株式等が払い出される場合（ジュニア NISA において異なる年分の継続管理勘定

1 金融機関等の変更により複数の金融機関等にジュニアNISA口座が開設されている場合には、複数の金融機関等において一律に全部払出しや遡及課税を行うことが実務上困難であり、変更後金融機関等に変更前金融機関等の課税情報を引継ぐことも困難である。また、払出し制限があるため、金融機関等が異なれば、ロールオーバー等ができないといった問題から、金融機関等の変更ができないこととされている。

に移管される場合（以下、「ロールオーバー」という。）を含む。）には、当該払い出された非課税上場株式等の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされる。

このため、金融機関等は、①損失は税務上ないものとされること、②損益通算ができないことについて説明を行う必要がある。

なお、ジュニア NISA の課税未成年者口座における損失については損益通算が可能であることについても説明を行う必要がある。

（３）年間投資枠[2]が設定され、売却しても再利用はできないこと

NISA 制度では、年間投資枠で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされる。しかしながら、一旦使用した年間投資枠は再利用できないため、上場株式等を売却した場合であっても当該上場株式等を購入する際に使用した年間投資枠を利用した再投資はできない。また、株式累積投資の配当金や分配金再投資型の公募株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該配当金や分配金による当該上場株式等の再投資（自動買付け）を行えば、その分について年間投資枠を利用することとなる。

したがって、NISA 制度の利用者にとって、短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行う又は分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払を受けるといった投資手法等は NISA 制度を十分に利用できない場合があることから、金融機関等は、NISA 制度の趣旨を踏まえた投資の紹介・提案や適切な金融商品の勧誘・提供等を行う必要がある。

とりわけ、投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISA 制度によるメリットを享受できるものではないことについて説明を行う必要がある。

（４）配当等は口座開設金融機関等経由で交付されないものは非課税とならないこと

NISA 制度の非課税の適用を受ける配当等とは、口座開設金融機関等経由で交付されたものに限られ、発行者から直接交付されるものは課税扱いとなる。取引所金融商品市場に上場する上場株式等の配当等の受領方式については、金融機関等の取引口座で受領する方式（株式数比例配分方式）[3]が採用されるようあらかじめ手続を行う必要がある。

このため、金融機関等は、上場株式等に係る配当等のうち、口座開設金融機関等経由で交付されないものについては非課税の適用は受けられないことについて説明を行う必要がある。

（５）非課税保有期間終了時の手続

2 一般 NISA は年間 120 万円、つみたて NISA は年間 40 万円、ジュニア NISA は年間 80 万円が年間投資枠である。
3 金融機関等の取引口座で受領する方式を「株式数比例配分方式」という。なお、公募株式投資信託（上場証券投資信託の受益権（ETF）を除く。）の配当等については、すべて NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されるため、特段の手続を経ずとも非課税の適用が受けられる。

金融機関等は、一般 NISA、つみたて NISA の非課税保有期間終了時の手続に関する以下の①から②の事項について、あらかじめ説明を行う必要がある。

① 非課税保有期間終了時、一般 NISA 又はつみたて NISA 口座内の上場株式等は特段の手続きなしに課税口座（当該一般 NISA 又はつみたて NISA 口座を開設している金融機関等に特定口座が開設されている場合には当該特定口座）に移管され、新しい NISA への移管はできないこと。

② 一般 NISA 口座又はつみたて NISA 口座を開設している金融機関に特定口座が開設されているものの、一般口座に移管を希望する場合には、移管依頼書の提出が必要となること。

金融機関等は、ジュニア NISA 口座における非課税保有期間終了時の手続に関する以下の③から⑤の事項について、あらかじめ説明を行う必要がある。

③ １月１日時点で 18 歳以上である場合、非課税保有期間終了時、ジュニア NISA 口座内の上場株式等は特段の手続なしに課税口座（当該ジュニア NISA 口座を開設している金融機関等に特定口座が開設されている場合には当該特定口座）に移管されること。

④ １月１日時点で 18 歳未満である場合、非課税保有期間終了時、ジュニア NISA 口座内の上場株式等は特段の手続なしに継続管理勘定に移管されること、当該移管については移管時の価額の上限額が撤廃されていること、継続管理勘定内の上場株式等は１月１日時点で 18 歳である場合、特段の手続なしに課税口座（当該ジュニア NISA 口座を開設している金融機関等に特定口座が開設されている場合には当該特定口座）に移管されること。

⑤ ジュニア NISA 口座に継続管理勘定が設定されているものの、特定口座又は一般口座に移管を希望する場合には、移管依頼書の提出が必要となること。

（６）新しい NISA について

金融機関等は、一般 NISA、つみたて NISA 及びジュニア NISA 口座を開設する者に対して、2024 年から新しい NISA への制度改正が行われることと併せて、以下の①から④の事項について、適時適切に説明を行う必要がある。

① 2024 年以降、一般 NISA、つみたて NISA 口座においては新たに上場株式等の買付けを行うことができないこと。

② 新しい NISA で受け入れることができる商品は、特定累積投資勘定においてはつみたて NISA と同様であり、特定非課税管理勘定においては、一般 NISA の投資対象商品からデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等、整理銘柄又は監理銘柄に指定された上場株式および株式投資信託のうち信託期間 20 年未満又は毎月分配型の商品が除かれたものとなること。

③ 一般 NISA、つみたて NISA 及びジュニア NISA で買い付けた商品は、新しい NISA に移

管できないこと。

④　2023 年末時点で利用可能な一般 NISA 又はつみたて NISA 口座を開設している場合、2024 年に当該一般NISA 又はつみたてNISA 口座を開設している金融機関等に新しいNISA 口座が自動開設されること。

⑤　2024 年以降、ジュニア NISA 口座を開設する者が１月１日時点で 18 歳である場合、当該ジュニア NISA を開設している金融機関等に新しい NISA 口座が自動開設されること。

（７）出国時の手続

NISA 口座開設者が出国により非居住者となる場合には、出国前に金融機関等に対して「出国届出書」の提出が必要である。この場合には NISA 口座が廃止され、NISA 口座内の上場株式等は課税口座に移管される。

このため、金融機関等は、NISA 口座開設者が出国する場合には出国時の手続についてあらかじめ説明を行う必要がある。

また、2019 年４月以後、給与等の支払いをする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して一時的に出国する場合には、出国前に金融機関等に対して「継続適用届出書」を提出することにより、NISA 口座内で上場株式等を継続保有することが可能となり、「継続適用届出書」の提出をした日から起算して５年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで上場株式等の配当等が非課税となる特例措置が講じられた。

このため、本特例措置への対応を行う金融機関等は、本特例措置の適用を受けようとする者に対して、以下の①から③の事項について、出国前に説明を行う必要がある。

①　出国期間中には、NISA 口座において買付け（分配金による再投資を含む。）ができないこと。

②　帰国後に、金融機関等に対して「帰国届出書」の提出が必要であること。また、出国してから５年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに金融機関等に対して「帰国届出書」の提出がなかった場合には、同日において非課税口座廃止届出書の提出をしたものとみなされることとなり、NISA 口座が廃止され、NISA 口座内の上場株式等は課税口座に移管されること。

③　出国にあたって、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法第 60 条の２第１項）の対象となる者については、本特例措置の適用を受けることができないこと。

２．つみたて NISA 特有の留意事項について

次に掲げる事項は、それぞれつみたて NISA の利用者に必要に応じて、適時適切に説明を行う必要がある。

（１）つみたて NISA と一般 NISA は選択制であること

金融機関等は、つみたて NISA と一般 NISA は選択制であり、同一年に両方の適用は受け

られないことや変更を行う場合には、原則として暦年単位となることについて説明を行う必要がある。

（２）積立契約（累積投資契約）に基づく定期かつ継続的な方法による買付けを行うこと

金融機関等は、つみたて NISA に係る積立契約（累積投資契約）の締結が必要であることや同契約に基づき定期かつ継続的な方法により対象商品の買付けが行われることについて説明を行う必要がある。

（３）信託報酬等の概算値が原則として年１回通知されること

金融機関等は、つみたて NISA に係る積立契約（累積投資契約）により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年１回通知されることについて説明を行う必要がある。

（４）基準経過日における氏名・住所の確認が求められること

金融機関等は、基準経過日（つみたて NISA 口座に初めて累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいう。）におけるつみたて NISA 口座開設者の氏名・住所について確認が求められていることや、確認期間（基準経過日から１年を経過する日までの間をいう。）内に当該確認ができない場合には、累積投資勘定への上場株式等の受入れができなくなることについて説明を行う必要がある。

３．ジュニア NISA 特有の留意事項について

次に掲げる事項は、それぞれジュニア NISA の利用者（口座開設者本人、口座開設者本人の法定代理人及び運用管理者をいう。以下同じ。）に必要に応じて、適時適切に説明を行う必要がある。

（１）運用管理者の範囲

日本証券業協会の自主規制規則では、不公正取引の未然防止及び適正な顧客管理並びに税制上の公平性等の観点から、協会員及びその従業員に対して仮名取引[4]の受託を禁止しているが、運用管理者を通じた口座開設者本人の注文の受託を規制するものではない。

しかしながら、ジュニア NISA 口座が未成年者である口座開設者本人以外の者により仮名口座として利用されることを防ぐ観点から、金融機関等は、ジュニア NISA 口座の運用管理者について、口座開設者本人の法定代理人、又は法定代理人から明確な書面による委任を受けた口座開設者本人の二親等以内の者に限定する必要がある。

なお、口座開設者本人が 18 歳になったときに運用管理者が親権者等の法定代理人であった場合には、法定代理権が消滅するため、金融機関等は、原則として、口座開設者本人からの運用指図を受ける必要がある。

4 「仮名取引」とは、口座開設者とその口座で行われる取引の効果帰属者が一致しない取引のことであり、例えば、顧客が架空名義あるいは他人の名義を使用してその取引の法的効果を得ようとする取引のことをいう。

（２）18 歳までの払出し制限

その年の３月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までは原則としてジュニア NISA 口座からの払出しはできない。ジュニア NISA 口座から契約不履行等事由による払出しがあった場合は、ジュニア NISA 口座が廃止され、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益については非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税される[5]。金融機関等は、この払出し時の課税について、口座開設時及び払出し時の両時点において、ジュニア NISA の利用者に説明を行う必要がある。

（３）払出しの権限を有する者

ジュニア NISA 口座内の資産はあくまでも口座開設者本人に帰属することから、払出しは口座開設者本人又は口座開設者本人の法定代理人に限り行うことができることとなる。金融機関等は、この払出しの権限を有する者について、口座開設時においてジュニア NISA の利用者に説明を行うとともに、払出し時において払出しを行おうとする者に説明を行う必要がある。

（４）成人になるまでの払出しの手続

口座開設者本人が成人になるまでのジュニア NISA 口座からの払出しは、原則として口座開設者本人の同意が必要である。ただし、口座開設者本人が年少であることなどを理由に同意が確認できない場合には、払い出される資金が口座開設者本人のために使われることを確認する必要がある。また、金融機関等においては、当該払出しの事実とともに、口座開設者本人の同意を得たこと又は口座開設者本人のために使われることを確認したことについて確認・記録する必要がある。

なお、払い出される資金は、あくまでも口座開設者本人の資金であるため、金融機関等は、口座開設者の本人名義口座への振替・振込み等により払出しを行う必要がある。

（５）払出し制限の解除通知

払出し制限が解除された後に、法定代理人が口座開設者本人に資金の存在を伝えずに、

---

5 租税特別措置法上、非課税での払出しが可能となるやむを得ない事由とは、以下に掲げる場合となる（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第８項）。
①口座開設者本人が居住する家屋（その者又は生計を一にする親族が所有）が、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた場合
②口座開設者本人の扶養者が当該扶養者又はその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払った医療費（医療費控除の対象となるもの）の金額の合計額が 200 万円を超えた場合
③口座開設者の扶養者が、配偶者と死別若しくは離婚した場合又はその扶養者の配偶者が生死不明となり、かつ、これらの事由が生じた日の属する年の 12 月 31 日（その扶養者が同年の中途において死亡した場合には、その死亡の日）においてその扶養者が所得税法上の寡婦若しくはひとり親に該当し、又は該当することが見込まれる場合
④口座開設者本人又はその者の扶養者が、所得税法上の特別障害者になった場合
⑤口座開設者本人の扶養者が、雇用保険法上の特定受給資格者若しくは特定理由離職者に該当することとなったこと又は経営の状況の悪化によりその事業を廃止したことその他これに類する事由が生じた場合
上記の場合に該当しても、非課税払出しは、口座開設者本人が納税地の所轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた確認をした旨の記載がある書面を、証券会社等に対して、やむを得ない事由が生じた日から１年以内に提出した場合に限られている。

独断で払出しを行うことを防ぐ観点から、金融機関等は、払出し制限が解除された時期に、口座開設者本人に対して、払出し制限が解除された旨を通知する必要がある。

（６）払出しを行った資金に関する説明

金融機関等は、法定代理人による払出し時（払出し制限解除後の払出しを含む。）に、払出しを行った資金が口座開設者本人に帰属することについて確認を行うほか、払出しを行った資金を口座開設者本人以外の者が費消等した場合には、事実関係に基づき、贈与税等の課税上の問題が生じうる旨を確実に説明する必要がある。

（７）口座開設者本人からの取引注文の受託

未成年者（制限行為能力者）である口座開設者本人がジュニア NISA 口座における取引の注文を行う場合には、金融機関等は、その注文の受託に関して適切な対応が求められる。具体的には、民法上、法定代理人は、未成年者の取引を取り消すことができるため、金融機関等は、法定代理人から、取引に関しての同意を求める必要がある。

法定代理人からの同意については、原則として、取引の都度、取引の内容（対象物となる有価証券、売り・買いの別（設定又は解約の別）、支払手数料）を記載した書面等（通話録音等を含む。）により確認することが考えられる。

なお、法定代理人からの包括的な同意を得ることも可能であるが、その際には、同意の対象となる具体的な取引行為及び取引の対象物を特定する必要があり、当該取引の内容を記載した書面により確認することが考えられる[6]。

（８）口座開設者本人の資金であることの担保

ジュニア NISA 口座の口座開設者は未成年者であり、民法に規定される制限行為能力者に該当する。そのため、原則として口座開設の手続等は口座開設者本人の法定代理人が代理して行うことが想定されることから、当該法定代理人がジュニア NISA 口座を名義口座として利用することが懸念される。

ジュニア NISA 口座が名義口座として利用されることを防ぐ観点から、ジュニア NISA 口座の資金は、厳に口座開設者本人に帰属する資金に限定される必要がある。とりわけ、祖父母や親権者等が資金を拠出する場合には、未成年者に贈与済みの資金であり、祖父母や親権者等に帰属するものではないことを確認する必要がある。

このため、金融機関等は、ジュニア NISA 口座への資金拠出について、口座開設者本人の銀行口座からの振替・振込み、ジュニア NISA 口座を開設している金融機関等におけるジュニア NISA 口座以外のジュニア NISA 口座開設者本人名義の証券口座からの振替・振込

6 例えば、18 歳未満の口座開設者本人からの取引注文であれば、取引注文の都度、法定代理人の承諾を得ることを始め、年齢に応じた対応を行うことなども考えられる。他方で、例えば、15 歳未満の口座開設者の場合には、年少の未成年者であることを理由として、法定代理人の同意があったとしても、一律に取引の注文を受託しないといった対応も考えられるが、この場合には、民法上、未成年者は、年齢にかかわらず法定代理人の同意があれば、原則として有効に取引を行うことができることとされていることを踏まえ、口座開設前にジュニア NISA の利用者に対して、あらかじめ説明を行う必要がある。

み又は口座開設者本人（法定代理人が口座開設者本人を代理して行う場合を含む。）による現金での入金に限る必要がある。また、金融機関等は、ジュニア NISA 口座開設時において、法定代理人から、及び運用管理者が親権者以外の者である場合には当該者から、口座開設者本人に帰属する資金以外の資金によって投資が行われないことを証する書類等の提出を求める必要がある。

さらに、金融機関等は、口座開設時において、口座開設者本人に帰属する資金以外の資金により投資が行われた場合には、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じうる旨を書面等により説明を行う必要がある。

（９）口座開設者本人への通知

金融機関等は、口座開設者本人が一定の年齢（15 歳）に達した後には、口座開設者本人に対してジュニア NISA 口座に係る取引残高を通知する必要がある。また、金融機関等は、口座開設者本人に対して払出し制限が解除された旨を通知する際に、改めて口座開設者本人に対してジュニア NISA 口座に係る取引残高を通知する必要がある。

（10）本人が 18 歳を迎えた以降の本人の適合性の確認

金融機関等は、口座開設者本人が 18 歳に達した後に取引等を行うまでの間において、本人の適合性の確認を行う必要がある。

（11）出国時の手続

金融機関等は、ジュニア NISA 口座開設者の出国時の時期に応じて、出国時の手続について説明を行う必要がある。

① ジュニア NISA 口座開設者が、３月 31 日時点で 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに出国により非居住者となる場合

出国前に金融機関等に対して「出国移管依頼書」の提出が必要である。この場合にはジュニア NISA 口座内の上場株式等は課税ジュニア NISA 口座に移管する必要がある。

また、ジュニア NISA 口座開設者が帰国をした後は、その帰国の時期によって取扱いが次のとおり異なる。

イ ３月 31 日時点で 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに帰国した場合

金融機関等に対して「未成年者帰国届出書」を提出する必要がある（ただし、出国の際にジュニア NISA 口座から課税ジュニア NISA 口座に移管した上場株式等は、帰国しても、ジュニア NISA 口座に移管することができない）。

ロ ３月 31 日時点で 18 歳である年の１月１日から、１月１日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までの間に帰国した場合（※１月２日から３月 31 日の間に 18 歳となる者のみが対象）

帰国をした後にジュニア NISA 口座で取引を行う場合には、金融機関等に対して「未成年者帰国届出書」を提出する必要がある（ただし、出国の際にジュニア NISA 口座か

ら課税ジュニア NISA 口座に移管した上場株式等は、帰国しても、ジュニア NISA 口座に移管することができない)。3 月 31 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日に達した時点で、課税ジュニア NISA 口座の払出し制限は解除され、課税ジュニア NISA 口座内の上場株式等や金銭等を払出すことが可能である。

ハ　1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日以後に帰国をした場合

帰国をした後にジュニア NISA 口座では取引ができない。3 月 31 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日に達した時点で、課税ジュニア NISA 口座の払出し制限は解除され、課税ジュニア NISA 口座内の上場株式等や金銭等を払出すことが可能である。

② ジュニア NISA 口座開設者が、3 月 31 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日以後に出国により非居住者となる場合

出国前に金融機関等に対して「未成年者出国届出書」の提出が必要である。この場合にはジュニア NISA 口座が廃止され、ジュニア NISA 口座内の上場株式等は課税口座に移管する必要がある。

(12) 2024 年以降のジュニア NISA 口座の取扱いについて

ジュニア NISA については、2023 年末をもって口座開設可能期間が終了することから、金融機関等はジュニア NISA 口座を開設する者に対して、以下の①から③の事項について、適時適切に説明を行う必要がある。

① 2024 年以降、ジュニア NISA 口座においては新たに上場株式等の買付けを行うことができないこと。

② 2023 年末までにジュニア NISA 口座で買い付けた上場株式等については 2024 年以降、当該ジュニア NISA 口座に設定される継続管理勘定に移管することで、口座開設者本人がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までの間は、引き続き非課税で保有することができること。

③ 2024 年以降、契約不履行等事由に該当するジュニア NISA 口座からの払出しを行う場合であっても過去に非課税として支払われた譲渡益及び配当金等について非課税として取り扱うことができること。

以　上

（別紙２）2024 年以降の NISA 制度の主な制度上の留意事項について

2023 年５月 23 日

次に掲げる事項は、それぞれ 2024 年以降の NISA 制度（以下「NISA」という。）の利用者に必要に応じて、適時適切に説明を行う必要がある。

１．NISA 制度の主な制度上の留意事項について

（１）同一年において一人一口座（一金融機関等）しか開設できないこと

NISA 制度では、税務当局及び金融機関等が年間投資枠を適切に管理し、また、制度自体の簡素化を図る観点から、特定口座とは異なり、原則として同一年において一人一口座（一金融機関等）しか開設できない。

このため、金融機関等は、①同一年において一人一口座（一金融機関等）しか開設できないこと（金融機関等を変更した場合を除く）、また、異なる金融機関等に口座内の上場株式等の移管ができないこと、②自社で取扱う金融商品の種類について、NISA の利用者に必要に応じて、説明を行う必要がある。

NISA 口座の開設にあたっては、口座開設の申込みから即日で開設し、同日に買付けを行うことが可能であるが、口座開設の申込みを受ける金融機関等においては、事後的に二重口座であったことが判明した場合、その NISA 口座で買い付けた上場株式等は当初から課税口座で買い付けたものとして取り扱われ、買い付けた上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等については、遡及して課税されることについて説明を行う必要がある。

（２）損失は税務上ないものとされること

NISA 制度では、配当所得及び譲渡所得等は収益の額にかかわらず全額非課税となるが、その損失はないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との通算が認められない。また、NISA 口座内上場株式等を課税口座に払い出した場合は、当該払い出された非課税上場株式等の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされる。

このため、金融機関等は、①損失は税務上ないものとされること、②損益通算ができないことについて説明を行う必要がある。

（３）年間投資枠と非課税保有限度額が設定されていること

NISA 制度では、年間投資枠（つみたて投資枠 120 万円／成長投資枠 240 万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて 1800 万円／うち成長投資枠 1200 万円）の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされる。

非課税保有限度額については、NISA 口座内上場株式等を売却した場合、当該売却した上場株式等が費消していた非課税保有限度額の分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となる。

なお、株式累積投資の配当金や分配金再投資型の公募株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該配当金や分配金による当該上場株式等の再投資（自動買付け）を行えば、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を費消することとなる。したがって、NISA 制度の利用者にとって、短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行う又は分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払を受けるといった投資手法等は NISA を十分に利用できない場合があることから、金融機関等は、NISA の制度趣旨を踏まえた投資の紹介・提案や適切な金融商品の勧誘・提供等を行う必要がある。

とりわけ、投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISA 制度によるメリットを享受できるものではないことについて説明を行う必要がある。

（４）配当等は口座開設金融機関等経由で交付されないものは非課税とならないこと

NISA 制度の非課税の適用を受ける配当等とは、口座開設金融機関等経由で交付されたものに限られ、発行者から直接交付されるものは課税扱いとなる。取引所金融商品市場に上場する上場株式等の配当等の受領方式については、金融機関等の取引口座で受領する方式（株式数比例配分方式）[1]が採用されるようあらかじめ手続を行う必要がある。

このため、金融機関等は、上場株式等に係る配当等のうち、口座開設金融機関等経由で交付されないものについては非課税の適用は受けられないことについて説明を行う必要がある。

（５）基準経過日における氏名・住所の確認が求められること

金融機関等は、基準経過日（NISA 口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいう。）における NISA 口座開設者の氏名・住所について確認が求められていることや、確認期間（基準経過日から１年を経過する日までの間をいう。）内に当該確認ができない場合には、新たに NISA 口座への上場株式等の受入れができなくなることについて説明を行う必要がある。

（６）出国時の手続

NISA 口座開設者が出国により非居住者となる場合には、出国前に金融機関等に対して「出国届出書」の提出が必要である。この場合には NISA 口座が廃止され、NISA 口座内の上場株式等は課税口座に移管される。

このため、金融機関等は、NISA 口座開設者が出国する場合には出国時の手続についてあ

1 金融機関等の取引口座で受領する方式を「株式数比例配分方式」という。なお、公募株式投資信託（上場証券投資信託の受益権（ETF）を除く。）の配当等については、すべて NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されるため、特段の手続を経ずとも非課税の適用が受けられる。

らかじめ説明を行う必要がある。

また、2019 年４月以降、給与等の支払いをする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して一時的に出国する場合には、出国前に金融機関等に対して「継続適用届出書」を提出することにより、NISA 口座内で上場株式等を継続保有することが可能となり、「継続適用届出書」の提出をした日から起算して５年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで上場株式等の配当等が非課税となる特例措置が講じられた。

このため、本特例措置への対応を行う金融機関等は、本特例措置の適用を受けようとする者に対して、以下の①から③の事項について、出国前に説明を行う必要がある。

① 出国期間中には、NISA 口座において買付け（分配金による再投資を含む。）ができないこと。

② 帰国後に、金融機関等に対して「帰国届出書」の提出が必要であること。また、出国してから５年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに金融機関等に対して「帰国届出書」の提出がなかった場合には、同日において非課税口座廃止届出書の提出をしたものとみなされることとなり、NISA 口座が廃止され、NISA 口座内の上場株式等は課税口座に移管されること。

③ 出国にあたって、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法第 60 条の２第１項）の対象となる者については、本特例措置の適用を受けることができないこと。

２．つみたて投資枠特有の留意事項について

（１）積立契約（累積投資契約）に基づく定期かつ継続的な方法による買付けを行うこと

金融機関等は、つみたて投資枠に係る積立契約（累積投資契約）の締結が必要であることや同契約に基づき定期かつ継続的な方法により対象商品の買付けが行われることについて説明を行う必要がある。

（２）対象商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られること

金融機関等は、つみたて投資枠で買付可能な商品が、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られることについて説明を行う必要がある。

（３）信託報酬等の概算値が原則として年１回通知されること

金融機関等は、つみたて投資枠に係る積立契約（累積投資契約）により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年１回通知されることについて説明を行う必要がある。

３．成長投資枠特有の留意事項について

（１）対象商品は、NISA 制度の目的（安定的な資産形成）に適したものに限られること

金融機関等は、成長投資枠で買付可能な商品から、整理・監理銘柄に該当する上場株式、

信託期間 20 年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等が除外されていることについて説明を行う必要がある。

以　　上